

議案第 89 号

小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部
を改正する条例について

小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年小松島市条例第 8 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 1 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「小松島市長」を「小松島市議会議員及び小松島市長」に改める。

第1条及び第2条中「小松島市長」を「小松島市議会議員及び小松島市長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後的小松島市議会議員及び小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される小松島市議会議員及び小松島市長の選挙から適用する。